

[健康福祉] 基本計画施策表

章	節	項	細項目	担当課	ページ
健康福祉	地域福祉	地域福祉の充実	推進体制の整備	社会福祉課	100
			ボランティア活動の推進	社会福祉課	100
			福祉のネットワークづくり	社会福祉課	100
			地域施設の整備	社会福祉課	100
			福祉教育の推進	社会福祉課	100
			福祉のまちづくり（バリアフリー）の推進	社会福祉課	100
			民間福祉団体の育成	社会福祉課	100
	児童福祉	児童福祉の充実	児童遊園の整備	児童家庭課	103
			児童センターの整備	児童家庭課	103
			保育の充実と子育て支援	児童家庭課	103
			学童保育の充実	児童家庭課	103
	高齢者福祉	高齢者福祉の充実	在宅福祉の充実	高齢者福祉課	105
			施設福祉の充実	高齢者福祉課	105
			生きがい対策の充実	高齢者福祉課	105
	障害者福祉	障害者福祉の充実	在宅福祉の充実	社会福祉課	108
			施設福祉の充実	社会福祉課	108
			社会活動への参加促進	社会福祉課	108
	生活福祉	ひとり親家庭福祉の充実	相談・援助の充実	児童家庭課	110
		低所得者福祉の推進	自立に向けた支援体制の充実	社会福祉課	111
	保健医療	健康づくりの推進	市民参加の健康づくり	健康管理課	112
			健康教育等の充実	健康管理課	112
		健康診査の充実	受診率の向上	健康管理課	114
			事後指導の充実	健康管理課	114
		母子保健の充実	健診・健康相談の充実	健康管理課	116
			予防接種率の向上	健康管理課	116
			事後指導の充実	健康管理課	116
		医療体制の充実	医療施設の整備	健康管理課	119
			救急医療体制の充実	健康管理課	119
	初期医療の普及		健康管理課	119	
	社会保障	国民健康保険の充実	収納率の向上	国保年金課	123
疾病予防知識の普及			国保年金課	123	
給付の充実			国保年金課	123	
事業運営の安定化			国保年金課	123	
老人医療の充実		老人医療費・サービスの適正化	高齢者福祉課	126	
国民年金の充実		制度の周知	国保年金課	127	
介護保険制度の充実		介護保険制度の啓蒙・周知	高齢者福祉課	128	
		介護保険事業計画の着実な実行	高齢者福祉課	128	
		サービス事業者の育成	高齢者福祉課	128	

第1節 地域福祉

[第1項]

地域福祉の充実

現況と課題

■推進体制の整備

本格的な少子高齢社会を迎え、福祉を取り巻く環境が大きく変化する中で、福祉サービスの要望が増えるとともに、多種多様化しています。

このような状況の中で、充実した福祉サービスを提供するためには、関係機関や民間福祉団体等との連携を密にし、市民ニーズにこたえながら地域福祉の推進体制の整備を図る必要があります。

■ボランティア*活動の推進

現在、技術ボランティアを合わせて44グループ1,562名が活動しています。

ボランティア活動者数は年々増加していますが、ボランティアの高齢化や男性ボランティアの不足とともに、ボランティア協議会の活動グループも固定化している状況にあります。

今後は、ボランティアの量的拡大と質的向上を図るとともに、市民一人ひとりへのボランティア活動の啓発に努めていく必要があります。

■福祉のネットワークづくり

小学校区ごとの13の小域福祉圏に地区社会福祉協議会を設け、地域ぐるみ福祉ネットワークを構築し、各地区の特徴を生かした福祉活動を展開しています。

今後は、各小域福祉圏ごとの福祉活動の充実とともに、体制の強化を図る必要があります。

■地域施設の整備

本市における地域施設は、5か所整備されています。今後は、これらの施設を地域での福祉活動の拠点として、地域福祉の推進を図る必要があります。

また、既存施設については、計画的な改修と補修

が必要となります。

■福祉教育の推進

毎年開催している健康づくりの集い等の中で、健常者と障害者（児）や高齢者が交流する場を設け、市民に福祉への理解を深める活動を行っています。

学校においては、小学校3年生に副読本「ふくし」を配布し、福祉への理解を育んでいます。また、県指定福祉教育推進校（4校）を中心に、施設の訪問やボランティア活動に取り組んでいます。

今後さらに福祉教育を推進するために、学校教育や社会教育など教育活動全体を通して取り組んでいく必要があります。

■福祉のまちづくり（バリアフリー）の推進

新設の公共施設は、福祉のまちづくり（バリアフリー）の整備が進んでいますが、既存の施設についての整備は遅れています。

すべての人が安心して快適な生活を送るためには、公益的施設・道路など高齢者や障害のある方が、利用しやすいような整備の必要があります。

■民間福祉団体の育成

多種多様化する福祉ニーズに的確に対応するには、行政だけでは対応がむずかしくなってきました。それらにこたえる機関として、社会福祉協議会などの民間福祉団体の育成強化を図る必要があります。

● ボランティア活動団体

各年4月1日現在

年	団体数
8	33団体
9	37団体
10	38団体
11	42団体
12	44団体

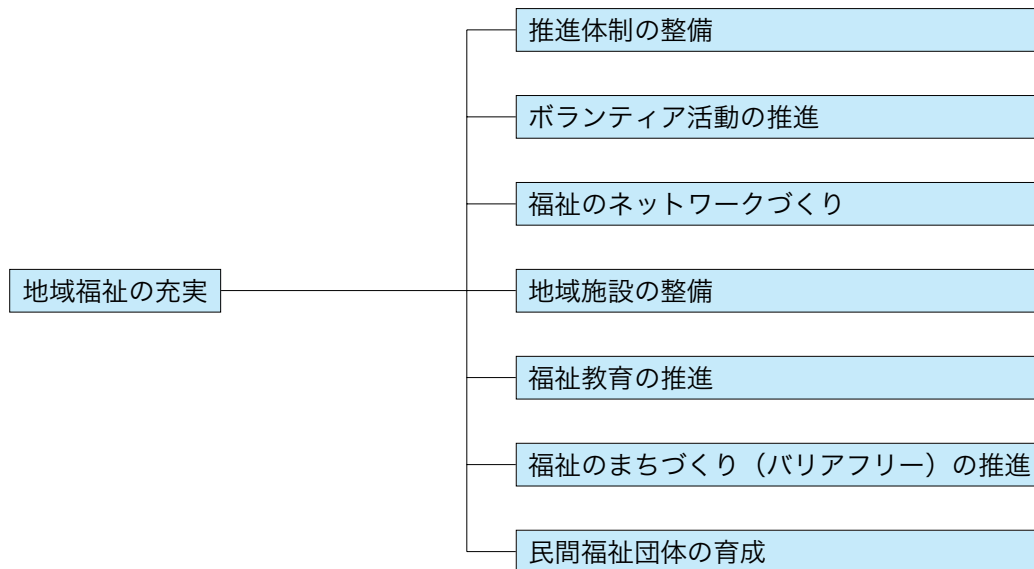
● ボランティア参加者数

年度	参加者数
7	1,340人
8	1,369人
9	1,394人
10	1,557人
11	1,562人

基本方針

- 急速な少子高齢化と多様化する市民の福祉ニーズに対応するため、地域ぐるみ福祉ネットワーク事業の充実と、ボランティア活動などの民間福祉活動の支援に努めます。
- 福祉コミュニティの形成を図るために、ボランティア活動の普及、啓発を図り、市民が積極的にボランティア活動に参加できる環境づくりを進めます。
- 小域福祉圏における地域住民の連帯感に結ばれたボランティア活動をはじめとする各種の自主的な福祉活動を支援し、地域ぐるみ福祉ネットワーク事業を推進します。
- 地域の福祉活動の拠点として、また、市民の社会活動や文化、教養、娯楽のための施設整備に努めます。
- 市民すべてが、福祉への理解を深めるための学習の機会や福祉活動の場を提供します。また、高齢者や障害のある方との交流の場を設け、福祉活動への参加者の拡大を図ります。
- 高齢者や障害のある方をはじめとして、すべての人が安心して生活し、自由に行動し、平等に参加できる社会をつくりあげることを目指します。
- 多種多様化する福祉ニーズに対応するため、社会福祉協議会など民間福祉団体の支援に努めます。

◆ 施策体系



事業計画

■推進体制の整備

地域ぐるみ福祉ネットワーク事業の充実のため、社会福祉協議会の基盤整備を支援し活動の活性化を図ります。また、関係機関や民間福祉団体等が、定期的な連絡会や研修会を実施しながら連携を強化し、地域福祉の推進体制の整備を図ります。

■ボランティア活動の推進

ボランティアセンター機能の充実と、ボランティア活動への情報提供や支援を図ります。

市民ボランティアの振興と登録ボランティアの充実を図るとともに、ボランティア連絡協議会や関係機関の交流を進めボランティア活動の推進を図ります。

さらに、高齢化が進みつつあるボランティア人材の若者確保に向けて、学校教育との連携等を図り、次代の担い手育成の充実を図ります。

■福祉のネットワークづくり

地域ぐるみ福祉ネットワーク事業の活動拠点を確保し、それぞれの地区に応じた福祉活動をより一層推進し、また、地区での福祉活動のリーダーづくりや地区社会福祉協議会の資質の向上を図ります。

■地域施設の整備

各施設での特徴を生かした福祉活動の支援や複合施設での世代間交流の場を提供します。

既存施設については、計画的な改修と補修を図ります。なお、未整備地域についても検討します。

■福祉教育の推進

学校教育、社会教育においても福祉への理解を深めながら福祉活動の普及に努めます。

■福祉のまちづくり（バリアフリー）の推進

高齢者や障害のある方などすべての人が、安全かつ快適に利用するための施設整備を推進します。

■民間福祉団体の育成

市民の福祉ニーズに対応するため、民間非営利団体（NPO）やボランティア団体との積極的な交流を図り、社会福祉協議会などの民間福祉団体の育成強化を図り、支援します。

主要事業

- ・ボランティア活動への支援
- ・福祉活動のリーダーづくり
- ・（仮称）東郷福祉センターほかの新築
- ・総合市民センターの大規模改修
- ・各福祉センターの補修
- ・公共施設等のバリアフリー化

第2節 児童福祉

[第1項]

児童福祉の充実

現況と課題

近年、出生率の低下に伴う少子化、夫婦共働き世帯の増加、核家族化や都市化の進展などにより、子どもをとり巻く環境は大きく変化しています。

これらの変化を的確に捉えながら、次代を担う子どもが健やかに生まれ育つための子育て支援施策や児童の健全育成を推進していく必要があります。

■児童遊園の整備

現在、市内には78か所の児童遊園があります。

これらの児童遊園を定期的に巡回し、遊具の破損箇所、塗装を必要とする箇所については計画的に修繕等維持管理に努めております。

新設については、地域の実情等を勘案しながら整備を図っていく必要があります。

■児童センターの整備

児童センターは総合市民センター、五郷福祉センター、豊田福祉センター、二宮福祉センターの4か所に併設されています。平成11年度の年間利用者数は100,285人であり、児童福祉の場として大きな役割を果たしています。

次代を担う児童が、健やかに生まれ育つための環境づくりを図っていく必要があります。

■保育の充実と子育て支援

本市における保育所の整備は、平成12年4月1日現在で12保育所（園）、定員1,624人で入所率94.6%となっております。

近年、保護者の就労形態の多様化に対応するため、全保育所において延長保育、低年齢児保育を実施しております。

特に、少子化対策の一環として安心して子どもを預けられるよう保育環境を整備し、子育て支援を推進しています。

また、産休明けや育児休業明けの年度途中での入所希望者に対応するための円滑化が求められております。

木造の3施設については、築後数十年経過しているため建て替え等の検討が必要です。

■学童保育の充実

現在、通年学童保育2か所（萩原・五郷学童クラブ）、夏季学童保育3か所（萩原・五郷・豊田学童クラブ）があり、それぞれ自主的な運営に対し支援をします。

今後、夫婦共働き、核家族世帯の増加が予想されることから、学童保育の充実を図る必要があります。

●保育所の推移

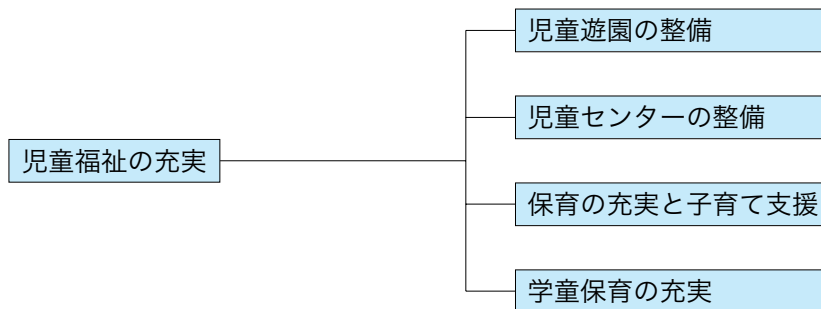
各年4月1日現在

年	保 育 所 数			定 員 (人)			入所児童数 (人)			(B)/(A) (%)
	市立	私立	計	市立	私立	計(A)	市立	私立	計(A)	
8	10	2	12	1,200	424	1,624	922	424	1,346	82.9
9	10	2	12	1,200	424	1,624	946	424	1,370	84.4
10	10	2	12	1,140	424	1,564	1,024	424	1,448	92.6
11	10	2	12	1,200	424	1,624	1,072	452	1,524	93.8
12	10	2	12	1,200	424	1,624	1,077	460	1,537	94.6

基本方針

1. 遊びは、子どもの創造性や、社会性、感性を育てるものであるため、その環境整備を図ります。
2. 家族との触れ合いを重視し、地域と協力しながら児童の健全育成を図るために、児童センターの整備を図ります。
3. 子どもが健やかに生まれ育つため、また安心して子どもを預けることが出来るよう、保育環境の整備等を図るとともに児童福祉の増進及び健全育成の推進を図ります。
4. 就労等により、昼間保護者のいない家庭の小学校低学年児童に対し、児童センター等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。

◆施策体系



事業計画

■児童遊園の整備

児童に安全で快適な遊び場を与えるため施設の充実を図ります。

■児童センターの整備

児童センターについては、計画的に複合施設として建設します。

■保育の充実と子育て支援

保育環境を整備して、保育の充実を図るとともに子育て支援を推進します。

■学童保育の充実

学童保育の運営に対しての支援を充実します。

主要事業

- ・ 児童遊園の設置
- ・ (仮称) 東郷児童センターの新築
- ・ 五郷保育所の改築
- ・ 新治保育所の改築
- ・ 中の島保育所の改築
- ・ 学童クラブの助成

第3節 高齢者福祉

[第1項]

高齢者福祉の充実

現況と課題

■在宅福祉の充実

本市では平成12年4月現在で、65歳以上の方が15,059人で総人口の15.9%を占めています。西暦2020年には、全国で65歳以上の方が26.9%、4人に1人が65歳以上という超高齢社会を迎えようとしています。

それらに対応するため、在宅介護支援センター*を中心として、ホームヘルパー*の派遣やデイサービス*の提供、ショートステイ*、介護機器のレンタル事業など各種の在宅福祉支援施策を実施してきました。高齢者の急速な増加、家庭介護力の低下、介護する方の負担を軽減するため、平成12年度より介護保険制度が導入されました。しかし、介護保険制度の適用にならない高齢者もいることから制度との調整を図りながら、在宅福祉サービスの充実を図る必要があります。

■施設福祉の充実

平成12年4月現在、本市には特別養護老人ホームが3施設設置され、その入所定員は170人、養護老

人ホームは1施設で入所定員は90人となっており、市民の入所者は、市内の特別養護老人ホームに100人、市外に41人、市内の養護老人ホームに36人、市外に4人という状況です。

今後も本市の老人保健福祉計画に基づき施設整備を図っていく必要があります。

■生きがい対策の充実

平成12年4月現在、市内には地区ごとに結成された85の長寿クラブ*があり、3,811人の方が奉仕作業や募金活動、芸能大会など活発に活動しています。

また、シルバー人材センター*には、334人の方が登録しそれぞれの豊かな経験を生かした仕事に従事しています。さらに平成11年度には高齢者の学習の場としての千葉県生涯大学校*外房学園を誘致しました。これら高齢者の方の健康を保持し、その意欲と能力に応じた社会参加の場を設け、生きがいを感じて生活ができるような機会をつくっていく必要があります。

●高齢者人口の推移

各年4月1日現在

区分 年	高齢者人口	総人口比
8	12,723	13.7
9	13,307	14.3
10	13,931	14.8
11	14,478	15.3
12	15,059	15.9

●在宅福祉支援施設

施設区分	施設数	利用定員
ショートステイ専用ベッド	3	33
デイ・サービスセンター	4	65人/日
在宅介護支援センター	3	

●老人援護施設

平成12年4月1日現在

区分	施設数	設置主体	収容人員	入所人員
養護老人ホーム	1	社会福祉法人	90	36(市内)
特別養護老人ホーム	3	社会福祉法人	170	100(市内)

●長寿クラブ数

各年4月1日現在

区分 年	クラブ数	加入者数（人）	60歳以上人口に 対する比率（%）
8	87	4,312	24
9	87	4,339	23
10	89	4,041	21
11	86	3,795	19
12	84	3,753	18

●福祉施設

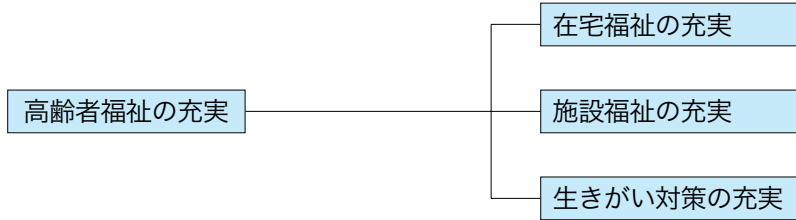
区 分	施設数
老人いこいの家	1か所
老人福祉センター	2か所
地域福祉センター	5か所



基本方針

1. 介護保険制度の適用にならないサービスを必要とする高齢者に在宅福祉サービスの推進を図ります。
2. 老人保健福祉計画に沿った施設整備の推進を図ります。
3. 長寿をすべての市民が喜び、高齢者の方が健康で長生きできるような生きがい対策を図ります。

◆施策体系



事業計画

■在宅福祉の充実

介護保険制度の適用にならないサービスを必要とする高齢者に、各種サービスを提供します。

- (1) 在宅介護支援センターを中心とした介護相談等の充実を図ります。
- (2) デイサービスセンターの充実を図ります。
- (3) ホームヘルパーの資質の向上、登録ヘルパーの確保及び養成を行います。
- (4) 介護機器への理解と利用の促進を図ります。

■施設福祉の充実

社会福祉法人による特別養護老人ホーム等の整備促進を図ります。

■生きがい対策の充実

高齢者が生きがいをもって生活できるよう、元気老人を市民全体で称え、表彰する制度の導入を検討するとともに、長寿クラブや生涯大学校、豊かな経験を生かせるシルバー人材センターの育成等を推進します。

主要事業

- ・各種福祉サービスの充実

第4節 障害者福祉

[第1項]

障害者福祉の充実

現況と課題

■在宅福祉の充実

障害者の在宅福祉施策を推進する中、障害の重度化、重複化等により日常生活の介護が常時必要とされる障害者が増加しています。また、社会全体の高齢化に伴い障害者とその介護者の高齢化も進んでいます。

さらに障害者の多くは、将来の生活の場として「在宅での生活」を希望しています。このような背景を踏まえ障害者の特性や要望に応じた施策と介護者への援助を図る必要があります。

■施設福祉の充実

障害者の自立と社会参加を進めるための施設は、順次整備されてきています。特に心身障害者福祉作

業所においては、増築をして定員を拡大しその利用増進に努めています。

今後は各地域で障害者が気軽に利用できる施設を整備するとともに、多種にわたる施設を統合した総合施設を設置する必要があります。そして、その施設の専門的諸機能を地域社会に開放し、障害者が自立するための支援体制の充実に努める必要があります。

■社会活動への参加促進

ノーマライゼーションの理念が普及するに伴い、障害者が地域で自立した生活を営み積極的に社会参加したいという機運が高まっています。自己表現活動を支援することや、交流を進めることがますます重要になってきています。

●心身障害者（児）の推移

各年4月1日現在

年	身体障害（手帳交付）			知的障害（手帳交付）			合 計		
	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計
8	55	2,351	2,406	65	183	248	120	2,534	2,654
9	56	2,447	2,503	68	192	260	124	2,639	2,763
10	59	2,594	2,653	80	199	279	139	2,793	2,932
11	63	2,718	2,781	89	208	297	152	2,926	3,078
12	62	2,793	2,855	101	214	315	163	3,007	3,170

●心身障害者福祉施設

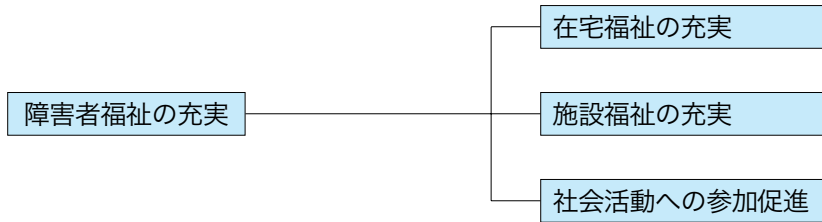
平成12年4月1日現在

施設名	数	設置主体	収容人員（人）	入所人員（人）
知的障害者更正施設	1	社会福祉法人長生福祉会	50	20
心身障害者福祉作業所	1	市	31	26

基本方針

1. 保健、福祉、医療の連携強化により障害者の在宅サービスの質的充実を図るとともに、自立と社会参加の促進に努めます。
2. 社会福祉法人等による施設整備に対して支援し、入所待機者の解消と在宅福祉サービスの充実を図ります。
3. 公共職業安定所等との連携を密にし、雇用の促進を図るとともに福祉的就労の場の確保等に努めます。

◆施策体系



事業計画

■在宅福祉の充実

在宅重度障害者等に対するホームヘルプサービス事業、家族の介護を軽減するショートステイ事業やデイサービス事業の在宅福祉サービスの充実を図ります。

障害者の自立や日常生活の利便を図るため、日常生活用具の給付や補装具の交付等、また各種福祉手当や医療費の助成などの充実を図ります。

■施設福祉の充実

障害者の特性やニーズに応じた施設体系を確立する一環として、拠点となる施設整備の促進を図ります。

■社会活動への参加促進

障害者の社会参画を促進するため、公的機関での採用や各種活動への参加支援を積極的に行うとともに、市内外の教育機関や企業、地域等への協力依頼を行います。また、福祉作業所の作業内容の充実と、職親制度の活用を図り福祉的就労の場を提供します。

主要事業

- ・各種福祉サービスの充実

第5節 生活福祉

[第1項]

ひとり親家庭福祉の充実

現況と課題

■相談・援助の充実

核家族化の進行等による家族形態の変化や価値観の多様化等により若年ひとり親家庭が増えています。

これらの家庭では、経済的不安や育児、家事等精神的な不安を多く抱えており、経済的自立を図るための各種手当、貸付制度の活用及び相談に応じ適切な指導助言をしていく必要があります。

●母子世帯の推移

各年4月1日現在

年	8	9	10	11	12
世帯数	634	651	662	715	732

基本方針

ひとり親家庭の経済的自立を促進するため、各種手当、貸付制度の活用や相談の充実に努めます。

◆施策体系

ひとり親家庭福祉の充実

相談・援助の充実

事業計画

■相談・援助の充実

1. 母子福祉推進員、家庭児童相談員、主任児童委員、母子相談員等による相談業務の強化を図ります。
2. ひとり親家庭の経済的自立を促進するため、各種手当や助成、貸付業務の充実に図ります。

低所得者福祉の推進

現況と課題

■自立に向けた支援体制の充実

本市における低所得者福祉については、生活保護の適正な運営を図るため民生委員と連携を取りながら、個別の実態を十分に把握しその困窮の程度に応じた保護の決定、処遇に努めているところです。

生活保護の動向をみると平成12年4月1日現在で

被保護世帯229世帯、被保護人員284人であり、総体的には、ここ数年横ばい状況にあります。

被保護世帯の内訳をみますと、傷病・障害世帯が51.6%と最も多く、次いで、高齢者世帯43.2%、母子世帯3.5%、その他の世帯1.7%となっており、今後も引き続き保護世帯への自立に向けての指導が必要であります。

●生活保護状況の推移

各年4月1日現在

年	被保護		保護率(%)	被保護者扶助別人員(人)					
	世帯数	人員(人)		生活扶助	住宅	教育	医療	その他	計
8	225	286	3.08	220	168	9	240	3	640
9	226	281	3.01	210	155	8	227	1	601
10	216	272	2.89	206	163	12	245	1	627
11	216	263	2.78	186	149	11	229	1	576
12	229	284	2.99	212	174	10	244	2	648

●生活保護の開始原因

平成12年4月1日現在

種別	区分	傷病	障害	高齢	母子	その他	計
世帯数		92	26	99	8	4	229
構成比(%)		40.2	11.4	43.2	3.5	1.7	100.0

基本方針

生活保護の適正な運営を図るため、社会情勢が及ぼす保護動向への影響を考慮し、組織的な対応や保

護の受給要件の的確な把握、きめ細かな処遇の確保及び制度の円滑な推進に努めます。

◆施策体系

低所得者福祉の推進

自立に向けた支援体制の充実

事業計画

■自立に向けた支援体制の充実

民生委員児童委員協議会など関係機関との連携を

図り、低所得者個別の状態を的確に把握し、地域社会の一員として生活できるよう援助していきます。

第6節 保健医療

[第1項]

健康づくりの推進

現況と課題

■市民参加の健康づくり

健康づくりは、市民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という認識に立ち、生涯を通じた健康づくりを定着させるために、平成元年度に健康都市宣言を行い、市民の健康づくりを推進しています。

「健康づくりの集い」は平成12年度で20回を数え、内容も年々充実し、健康に対する意識も向上してきています。

今後、市民の健康に対する捉え方も多様化していくものと考えられるため、手軽に参加できるような、市民と行政の交流の場を提供していく必要があります。

■健康教育等の充実

本市では、保健委員会や食生活改善協議会と協力して市民を対象に、健康教室等を開催し生活習慣病予防を中心に、健康教育を実施しています。

今後は、知識の普及だけでなく「健康文化と快適なくらしのまち創造プラン」で示されたように、運動習慣を定着させるための啓発活動を推進するとともに、ライフステージ*に合わせた健康教育のあり方を考えていく必要があります。

基本方針

1. 心身ともに健康で豊かな潤いのある生活を営むことは、すべての市民の願いです。健康づくりは、市民一人ひとりの自覚と認識が重要であり、「自分の健康は自分で守る」ことを基本とし、市民ぐるみの健康づくり運動を進めます。
2. 「自分の健康は自分で守る」ことを基本としながら、生活習慣病の予防についての健康教育等の充実に図ります。

◆施策体系



事業計画

■市民参加の健康づくり

1. 市民参加ができるような統一テーマにより、関連の団体等の協力を得ながら、健康文化週間を制定して推進します。

2. 健康文化週間の制定に伴い健康文化関連イベントの集中開催を実施します。
3. 健康文化都市フォーラムを開催します。
4. 健康に関する様々な相談等の機能を有し、健康づくりを効果的に推進することのできる中核施

設の設置について、関係機関に働きかけをします。

■健康教育等の充実

保健委員や食生活改善推進員と協力して健康教室等を開催し、健康相談及び運動習慣や休養、心の健

康づくりも取り入れた健康教育、バランスのとれた食生活の推進を行い、さらに多様化する市民の健康ニーズに対応しながら健康づくりを推進します。

主要事業

- ・健康づくりの集い
- ・啓蒙・啓発活動の推進



[第2項]

健康診査の充実

現況と課題

■受診率の向上

健康診査（健診）においては、検査方法の改善及び検査内容を充実して市民の健康管理に対する意識の向上に努めています。

特に、組織的な健康管理体制を持たない専業主婦層と自営業層の受診率が低い状態にあることから、長期的かつ継続的な健診や受診の習慣化を図り、受診運動など積極的な働きかけによりPRの徹底に努める必要があります。

■事後指導の充実

生活習慣病の発生を予防するために、健診後の指導を実施していますが、一層の徹底した指導が必要です。

運動の勧めや、バランスの取れた食生活等を中心に個人のライフスタイルを改善するための指導が必要です。

●健康診断及び健康診査の実施状況

区分 年度	一般住民健康診断（結核検診）				基本健康診査			
	対象者	受診者	受診率	精密検査	対象者	受診者	受診率	精密検査
7	19,218	5,865	30.5%	192	15,723	5,609	35.7%	2,328
8	19,370	5,828	30.1%	156	15,555	5,807	37.3%	2,674
9	19,310	5,569	28.8%	10	14,912	5,574	37.4%	2,790
10	18,847	5,384	28.6%	12	14,500	5,415	37.3%	2,687
11	19,778	5,875	29.7%	9	14,796	(5,555)	(37.5%)	(2,556)
						5,962	40.3%	2,859

※基本健康診査については、平成11年度より循環器系で治療中の方も対象とするようになった。
※（ ）内は治療中の方を除外した場合の数字。

区分 年度	集 団 検 診							
	前立腺がん検診（H10より）				胃 が ん			
	対象者	受診者	受診率	精密検査	対象者	受診者	受診率	精密検査
7					23,368	3,744	16.0%	443
8					22,958	3,639	15.9%	430
9					22,400	3,577	16.0%	374
10	16,136	826	5.1%	61	21,950	3,512	16.0%	414
11	16,279	934	5.7%	40	22,828	3,658	16.0%	339

区分 年度	集 団 検 診							
	大腸がん		肺がん（喀痰）		子 宮 が ん			
	受診者	精密検査	受診率	精密検査	対象者	受診者	受診率	精密検査
7	3,479	275	1,144	3	19,383	4,276	22.1%	25
8	3,374	284	1,209	3	18,806	4,128	22.0%	21
9	3,563	282	1,012	2	18,700	4,062	21.7%	16
10	4,616	351	286	4	18,114	3,984	22.0%	19
11	4,700	360	322	2	18,186	4,042	22.2%	18

区分 年度	集 団 検 診			
	乳がん		骨粗しょう症予防検診（H8より）	
	受診者	精密検査	受診者	精密検査
7	4,066	213		
8	3,934	201	770	113
9	3,902	181	732	82
10	3,800	220	594	47
11	3,755	330	678	42

基本方針

1. 健診（検診）の充実を図るため、老人保健福祉計画に基づいた受診率を達成し、疾病の早期発見、早期治療、さらに効果的な疾病予防を図ります。
2. 事後指導の徹底を図るとともに「自分の健康は自分で守る」という意識の高揚を図ります。

◆ 施策体系



事業計画

■ 受診率の向上

1. 受診率の向上のためには、受診者の利便性に配慮し受診機会の拡大を図る必要があることから、休日健診の実施あるいは、総合健康診査方式や利用券方式の医療機関における個別健診の導入などを推進します。
2. 各種広報の活用や個別の通知等による健康診査の周知徹底や、保健活動、地域における組織団体等を通しての受診勧奨を推進します。

■ 事後指導の充実

事後指導の充実を図るため、個人の健診データを正しく把握し、生活習慣病の予防を考慮したきめ細かい指導を行います。

また、家庭での療養生活を安心して過ごせるように訪問による保健指導を充実します。

主要事業

- ・ 各種健康診査
- ・ 生活改善指導、訪問指導の充実

母子保健の充実

現況と課題

■健診・健康相談の充実

今後も進むと予想される少子化傾向や核家族化を考えると、健全な母性を育み乳幼児を健康に育てる支援策が重要になっています。

健全な子どもを生き育てるため、疾病の早期発見、予防、正しい保育の方法などを重点に、妊娠中から就学前までを対象にした、マタニティー*教室・乳児相談・1歳6か月児健診・3歳児健診等を実施しています。

受診者は年々増加しておりますが、対象者全員の状況把握は難しい現状です。

心身障害の早期発見、予防の面から見ると、乳幼児期の健康管理が重要であり、多くの対象者に受診するよう指導するとともに、健診等を充実していく必要があります。

■予防接種率の向上

予防接種は従来の義務接種から、受けるように努めなければならないという勧奨接種になりました。

麻しん*・風しん*・三種混合*の予防接種を従来の集団接種から個別接種に切り換えそれぞれ90%

以上の接種率を確保しています。

今後は、集団接種で実施している日本脳炎*・ポリオ*・ツベルクリン*及びBCG*を段階的に個別接種に切り換えをしていくことで医師会等関係団体と協議していく必要があります。

しかし、個別接種の切り換えが接種率の低下を招かないよう、子どもの健康維持のため、進んで予防接種を受けるような意識の高揚を図る必要があります。

■事後指導の充実

各健診等の経過観察者に対して、生活環境*や個人、家族の状況に合わせた発達、保育、栄養等の指導を実施するとともに、治療が必要な人の早期受診勧奨を行っています。また、社会環境の変化に伴い核家族化も進んでおり、周囲に悩みを打ち明ける相談相手が少なく、健全な心身両面のバランスのとれた発育が阻害される傾向も見られます。

このような人たちのふれあいの場や、情報交換の場が求められており、健診体制の整備とともに、関連機関との連携を図っていく必要があります

●予防接種の推移

区分 年度	定 期								
	ツベルクリン			BCG			三種混合		
	対象者	実施人員	率	対象者	実施人員	率	対象者	実施人員	率
7	3,623	3,521	97.2	2,216	2,162	97.6	3,310	3,074	92.9
8	4,265	4,152	97.4	2,303	2,261	98.2	5,029	1,260	25.1
9	4,085	4,024	98.5	2,326	2,296	98.7	5,817	3,813	65.5
10	4,474	4,232	94.6	2,420	2,402	99.3	3,474	3,308	95.2
11	4,154	3,940	94.8	2,163	2,148	99.3	3,414	3,099	90.8

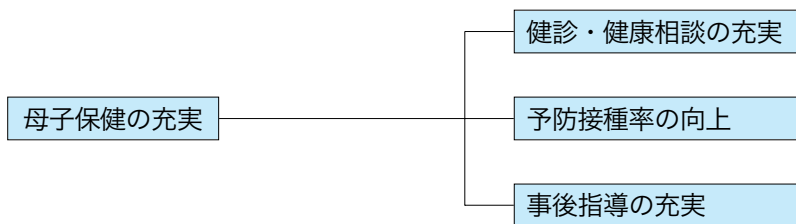
区分 年度	定 期								
	二種混合			急性灰白髄炎（ポリオ）			風しん		
	対象者	実施人員	率	対象者	実施人員	率	対象者	実施人員	率
7	1,215	985	81.1	1,813	1,713	94.5	6,138	1,727	28.1
8	1,010	987	97.7	1,776	1,800	101.5	2,084	744	35.7
9	947	945	99.8	1,722	1,677	97.4	2,919	1,568	53.7
10	1,063	1,025	96.4	1,593	1,533	96.2	1,114	1,166	104.7
11	1,123	1,067	95.0	1,642	1,638	99.8	1,178	1,051	89.2

区分 年度	定 期								
	麻疹			日本脳炎			乳児、1歳6か月児及び3歳児健康診査		
	対象者	実施人員	率	対象者	実施人員	率	乳児相談	1歳6か月児健康診査	3歳児健康診査
7	898	616	68.6	3,370	3,035	90.0	996	850	822
8	909	799	87.9	4,355	3,855	88.5	1,385	863	803
9	858	794	92.5	4,934	4,513	91.5	1,389	803	844
10	845	799	94.6	4,842	4,492	92.8	1,409	800	847
11	857	715	83.4	5,011	4,440	88.6	1,399	792	793

基本方針

1. 現行の母子保健事業をより充実、強化するとともに、きめ細かな母子保健サービスを提供していきます。
2. 集団接種、個別接種ともに全員が予防接種を受けることを基本に強化を図ります。
3. 健全な母子関係の形成と基本的な生活習慣の確立を図り、また疾病及び異常を早期発見し、幼児の健康の保持増進を図ります。

◆ 施策体系



事業計画

■健診・健康相談の充実

1. 乳児期においては、発達でチェックポイントになる月齢を対象に医師、保健婦等の専門職における心身の発達、及び離乳食指導等の総合的な健診・相談を充実していきます。
2. 1歳6か月児健診・3歳児健診を実施する中で、継続指導の必要な乳幼児に対しては、他機関と連携を取りながら支援していきます。
3. 保健婦、栄養士、歯科衛生士等の人材の確保を図りよりきめ細かな指導体制を整えます。

■予防接種率の向上

接種率の低下を防ぐため、予防接種の必要性を啓発するとともに、医療機関と連携し予防接種体制の充実を図ります。

■事後指導の充実

1. 妊産婦指導から乳児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診までの母子保健情報を一貫して管理できるように、健康管理システムを整備し活用します。
2. 保健センターでの電話相談や健康相談を気軽に利用できるようにするとともに、母と子のふれあい並びに、情報交換の場としての集団教育を実施します。

主要事業

- ・マタニティー教室
- ・乳児相談
- ・1歳6か月児健診
- ・3歳児健診



[第4項]

医療体制の充実

現況と課題

■医療施設の整備

公立長生病院は、一般病床数231床、14診療科を有した中核病院として、平成5年には千葉県救急基幹センター*に承認され地域医療を担っています。

平成11年度の一日平均入院患者は203人、外来患者751人であり、患者数は毎年増加傾向にあります。外来患者の待ち時間を軽減するため予約制の導入等を図り、対応をしているところです。

今後は、高度で専門性の高い医療システムの構築と、病棟の改築整備及び効率的な管理運営を図る必要があります。

■救急医療体制の充実

県の救急医療体制については、一次から三次までの医療体制があり、本市においては、長生郡市広域市町村圏組合が一次医療体制*として夜間急病診療所を開設し、午後8時から午後11時まで内科、小児科の初期医療を行っています。

また、二次医療体制*として茂原市長生郡医師会の協力を得て、午後8時から午前6時まで内科・外科の診療を行っています。

しかし、本市を含む広域の圏域には重篤救急患者に対応できる三次医療体制*の救命救急施設が設置されておらず、これらの患者は他の圏域の救急医療機関に搬送されていることから、救急医療施設の整備を進める必要があります。

■初期医療の普及

近年、初期医療における通院患者の高機能病院志向が強く、外来患者が増加していることから診療時間が長びく傾向にあるため、入院診療機能に支障を来しています。

このため、住民に対する「かかりつけ医」の普及啓発と診療機能に関する情報の提供等により、高機能病院と診療所の機能分担を明確にしていく必要があります。

●医療施設及び病床数

平成12年4月1日現在

病院		診療所		歯科診療所	助産所	薬局 薬店
数	病床数	数	病床数			
9	1,227	66	165	51	7	52

●医療関係従事者数

平成11年1月1日現在

医師	歯科 医師	薬剤師	看護婦（士）		保健婦	助産婦
			看護婦	准看護婦		
107	66	228	241	349	27	16

●長生郡市夜間急病診療所利用状況の推移

区分 年度	総数	茂原市		郡内その他		総数のうち診療科目別患者数							
		構成比	構成比	構成比	構成比	内科	構成比	外科	構成比	小児科	構成比	その他	構成比
7	3,174	1,853	58.4	1,321	41.6	1,544	48.6	154	4.9	799	25.2	677	21.3
8	3,523	2,000	56.8	1,523	43.2	1,764	50.1	133	3.8	994	28.2	632	17.9
9	3,281	1,905	58.1	1,376	41.9	1,626	49.6	126	3.8	873	28.8	656	20.0
10	3,242	1,956	60.3	1,286	39.7	1,790	55.2	83	2.6	861	26.5	508	15.7
11	2,765	1,664	60.2	1,101	39.8	1,509	54.6	83	3.0	703	25.4	470	17.0

●主要死因別死亡者状況の推移

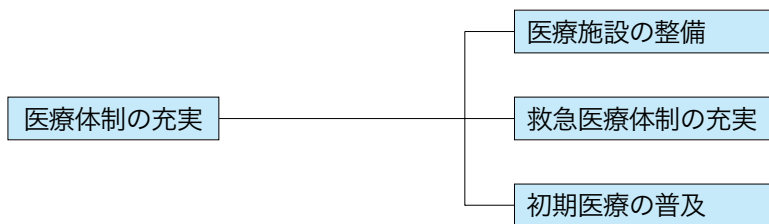
区分 年度	脳血管疾患		が ん		心臓疾患		老 衰		高血圧疾患	
	人員	構成	人員	構成	人員	構成	人員	構成	人員	構成
7	127	9.7	184	14.1	96	7.4	22	1.7	12	0.9
8	102	17.1	200	33.4	104	17.4	20	3.3	15	2.5
9	109	17.3	194	30.8	109	17.3	19	3.0	18	2.9
10	110	16.8	186	28.4	124	19.0	18	2.8	20	3.1
11	122	17.4	194	27.7	142	20.3	19	2.7	14	2.0

区分 年度	肺炎及び気管支炎		糖尿病		肝疾患		不慮の事故		その他	
	人員	構成	人員	構成	人員	構成	人員	構成	人員	構成
7	43	3.3	16	1.2	10	0.8	23	1.8	772	59.2
8	28	4.7	14	2.3	9	1.5	22	3.7	84	14.0
9	34	5.4	12	1.9	10	1.6	24	3.8	100	15.9
10	38	5.8	11	1.7	9	1.4	30	4.6	108	16.5
11	39	5.6	16	2.3	15	2.1	31	4.4	108	15.4

基本方針

1. 公立長生病院は地域医療の中核病院として、これまで他の地域への入院、通院に伴う時間的、経済的負担を大幅に軽減させることができ、住民が身近な所で安心して医療を受けられることを目標として、病院の規模機能の拡充を図ります。
現在の施設規模に対して、今後発生する医療需
2. 公立長生病院の救急医療システムの充実強化の促進を図り、救急医療体制の確立を図ります。
3. 他の医療機関との連携を図り、紹介、逆紹介が行いやすい体制を構築します。

◆施策体系



事業計画

■医療施設の整備

1. 高度医療に対応するために、医療機器の整備を図ります。
2. 国道からの病院進入路の拡幅及び駐車場の整備を図ります。
3. 病床数を増床して、急性期医療を主力とし、リハビリテーション*、予防医療を強化します。
(救急部門の独立、放射線科、手術部門の整備拡充、健康管理センターの新設)

■救急医療体制の充実

休日、夜間などに突発的に発生する傷病者に対応するため、一次・二次医療体制の充実を図り、24時間診療できる救急医療施設について関係機関と連携を強化し、救急医療体制を確立します。

■初期医療の普及

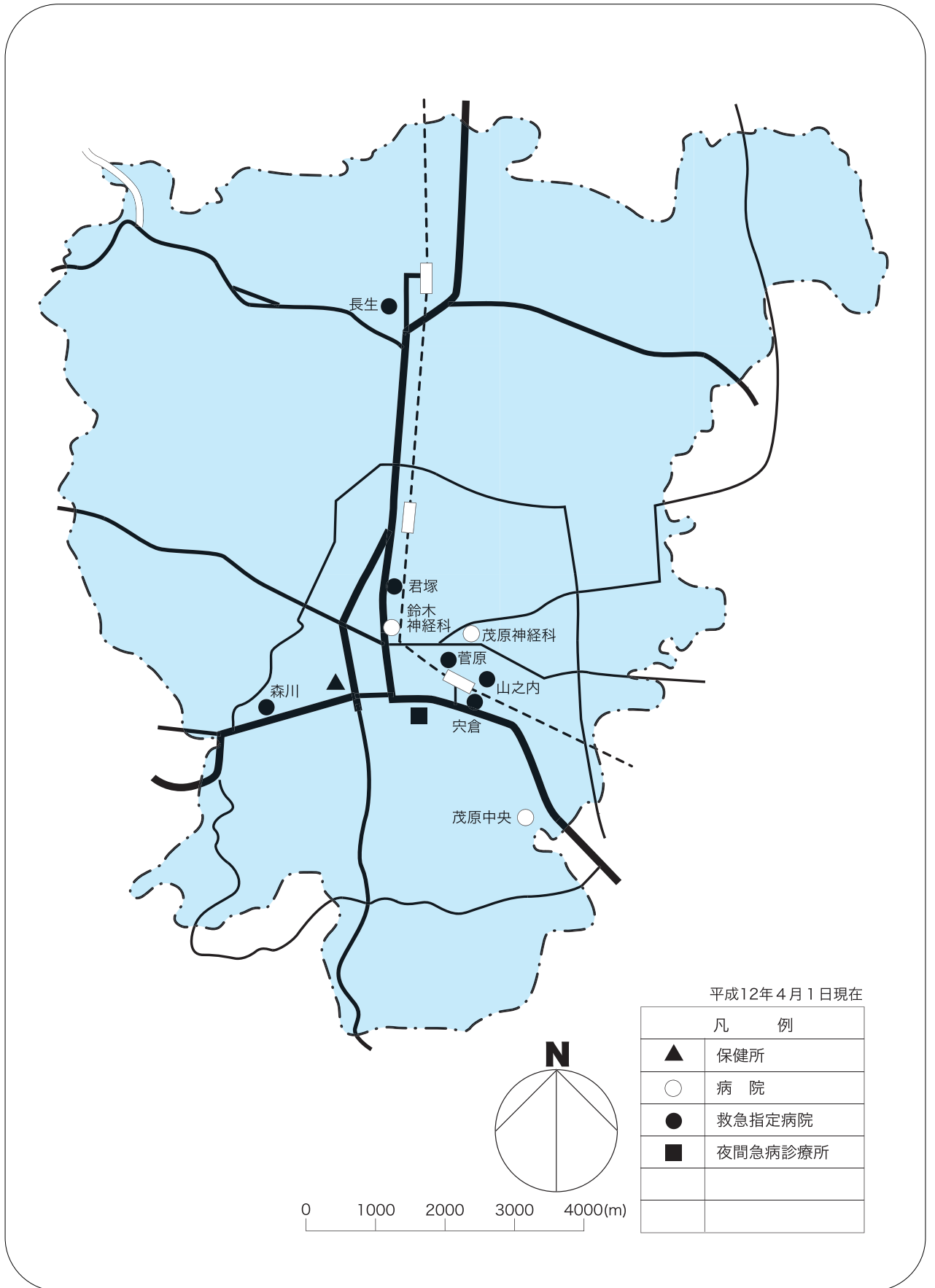
「かかりつけ医」の普及啓発を行い、高機能病院と診療所の診療機能に関する情報の提供を推進します。

主要事業

- ・ 公立長生病院の充実



●保健医療施設図



第7節 社会保障

[第1項]

国民健康保険の充実

現況と課題

■収納率の向上

経済情勢の低迷する昨今、国民健康保険への加入者は年々増加し、保険給付についても医療費等が大幅に伸び、国保財政を取り巻く環境は非常に厳しくなっています。平成12年度に導入された介護保険制度に伴う第2号被保険者の保険料が国民健康保険税に加算されました。保険税の収納率は近年低下傾向にあります。国保財政の基盤となるものであり、また被保険者の負担の公平を図るためにも収納率の向上を図っていく必要があります。

■疾病予防知識の普及

国保加入者の増加にあわせ医療の高度化、被保険者の高齢化等により医療費が年々増加し、今後も増加傾向にあることが予想される中、一方では市民の健康志向が高まり地域に密着した健康づくりが求め

られています。

このような状況を踏まえつつ、疾病予防に関する取り組みを積極的に行い、医療費の抑制を図る必要があります。

■給付の充実

市民一人ひとりが健康を維持するためには、定期的な検診等が必要です。このため医療給付とは別に市単独の給付を行い、市民の健康管理を図る必要があります。

■事業運営の安定化

医療給付費が増大する中、事業運営の安定化を保持して行くために財源確保はもとより、医療費抑制の施策を講ずる必要があります。

●国民健康保険加入状況の推移

各年4月1日現在

区分 年	総世帯数	総人口 (人)	国民健康保険加入		加入割合 (%)	
			世帯数	被保険者数	世帯	被保険者数
8	31,351	92,794	13,805	29,564	44.0	31.9
9	31,904	93,319	14,247	29,984	44.7	32.1
10	32,435	93,857	14,829	30,813	45.7	32.8
11	32,962	94,369	15,558	32,135	47.2	34.1
12	33,558	94,816	16,294	33,284	48.6	35.1

●療養諸費用額負担金の推移

(単位：千円)

区分 年度	件数		費用額		保険者負担金		被保険者負担金		結核予防 その他の 負担金	前年比(%)
	前年比(%)		前年比(%)		前年比(%)		前年比(%)			
7	204,971	1.6	3,891,092	5.4	2,798,807	5.6	1,074,673	5.4	17,612	△9.1
8	224,316	9.4	4,071,105	4.6	2,923,476	4.5	1,128,987	5.1	18,642	5.8
9	229,313	2.2	4,077,013	0.1	2,901,089	△0.8	1,160,789	2.8	15,135	△18.8
10	249,028	8.6	4,146,652	1.7	2,932,659	1.1	1,169,187	0.7	44,806	196.0
11	256,641	3.1	4,470,107	7.8	3,156,347	7.6	1,263,011	8.0	50,749	13.3

●国民健康保険給付状況

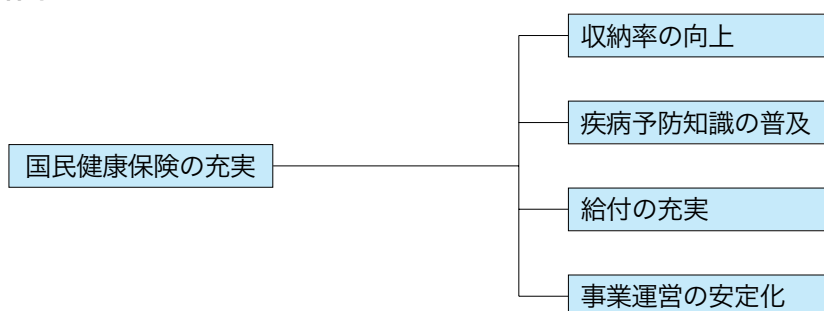
区分 年度	療養の給付		療 養 費		高額療養費	
	件 数	金額 (円)	件 数	金額 (円)	件 数	金額 (円)
7	198,901	2,756,676,277	6,070	42,130,613	3,334	251,853,442
8	218,387	2,880,787,393	5,929	42,688,471	3,346	295,241,634
9	223,217	2,853,354,412	6,096	47,734,665	3,265	256,928,105
10	242,720	2,880,758,645	6,308	51,899,514	3,150	243,640,589
11	250,115	3,104,674,504	6,526	51,672,079	3,321	288,315,925

区分 年度	出産育児一時金給付		葬 祭 給 付		合 計	
	件 数	金額 (円)	件 数	金額 (円)	件 数	金額 (円)
7	178	53,400,000	404	40,400,000	208,887	3,144,460,332
8	164	49,200,000	385	38,500,000	228,211	3,306,417,498
9	172	51,600,000	396	39,600,000	233,146	3,249,217,182
10	147	44,100,000	421	42,100,000	252,746	3,262,498,748
11	153	45,900,000	482	48,200,000	260,597	3,538,762,508

基本方針

1. 国民健康保険事業運営の充実と、財政基盤の健全化を図るためにも保険税の収納率向上施策を強力に展開します。このため将来に向けて賦課のあり方を検討し未納者の解消を図ります。
2. 疾病予防への対応として保健事業を推進し、医療費抑制に努めます。
3. 医療給付とは別に市単独の給付を行い、市民一人ひとりの健康管理を図ります。
4. 事業運営の安定化保持のための施策を展開していきます。

◆施策体系



事業計画

■収納率の向上

1. 保険税未納者に対する戸別訪問等を一層強化します。
2. 未納者に対する納付相談を積極的に行います。
3. 収納効果の高い口座振替による納付制度を進めます。
4. 被保険者の負担の公平を図るため、滞納処分等を積極的に実施し未納者の解消を図ります。

■疾病予防知識の普及

市民一人ひとりが健康であるための情報提供や医療相談等、効果的な保健事業を展開していきます。

■給付の充実

1. はり、きゅう、あん摩等を利用する場合、費用の一部を助成します。
2. 短期人間ドック受診時の費用の一部を助成します。

■事業運営の安定化

1. レセプト点検*の充実を図ります。
2. 医療費通知の充実を図ります。

[第2項]

老人医療の充実

現況と課題

■老人医療費・サービスの適正化

平成11年度末の老人医療受給者は、10,072人で全人口の10.5%となっており、5年間で23.3%の増加です。医療費の総額は5年間で46.5%増加し、1人当たりの医療費についても18.0%増加してき

ています。

高齢化が進む中で医療費は毎年大幅に増加し、医療保険財政を圧迫している状況であり、高齢者が安心して医療が受けられるような体制にする必要があります。

●老人医療給付状況

区分 年度	総人口 (年度末) (人)	受給者数 (年度平均) (人)	総医療費 (給付額) (円)	1人当たり医療費 (円)	外国人登録 (年度末)
7	93,610	7,927	3,906,539,866	492,814	816人
8	94,210	8,398	4,468,351,746	532,073	832人
9	94,704	8,895	4,778,842,153	537,250	847人
10	95,254	9,360	5,263,603,542	562,351	885人
11	95,721	9,839	5,722,690,930	581,633	905人

(外国人登録を含む)

基本方針

老人医療費の適正化対策を推進し、高齢者が安心して医療が受けられるようにします。

◆施策体系

老人医療の充実

老人医療費・サービスの適正化

事業計画

■老人医療費・サービスの適正化

1. レセプト点検、重複・頻回受診者*に対する保健婦による訪問指導、医療費通知、第三者行為に係る求償等の充実強化を図ります。

2. 疾病の予防や早期発見につながる健康診査、健康相談等の保健事業や介護保険制度との連携を図り、保健、医療、福祉の増進を図ります。

[第3項]

国民年金の充実

現況と課題

■制度の周知

国民年金制度が施行されて以来40年が経過し、この間数次にわたる制度改正が行われ、本格的な高齢社会に対応するための基盤強化が図られてきました

た。平成14年度からは国の直接事務とされ、加入手続きや保険料の収納等すべての事務が社会保険事務所で取り扱われることとなり、市町村においては制度の周知、窓口での相談等市民と社会保険事務所との連絡調整が必要となります。

●国民年金加入者の推移

(単位：人)

年度	区分	第1号強制	第1号任意	第3号	合計
7		14,164	157	9,304	23,625
8		14,775	162	9,106	24,043
9		15,047	151	9,127	24,325
10		15,732	118	9,014	24,864
11		16,326	121	8,862	25,309

●国民年金受給権者の推移

(単位：人)

年度	区分	老齢給付	障害給付	遺族給付	福祉年金	合計
7		9,390	699	248	406	10,743
8		10,036	707	252	333	11,328
9		10,707	740	274	280	12,001
10		11,291	762	273	229	12,555
11		11,909	788	281	174	13,152

基本方針

国民年金制度は、本格的な高齢社会を迎え老後生活の支えとしての重要性が一段と高まっていることから、長期的に安定した運営が求められています。

したがって、未加入者の解消、納付促進のための啓発活動を積極的に推進します。

◆施策体系

国民年金の充実

制度の周知

事業計画

■制度の周知

年金制度についての理解を高めるため、広報紙やパンフレットを活用するとともにイベント等における啓発活動を積極的に実施します。

[第4項]

介護保険制度の充実

現況と課題

介護保険制度は、新たな社会保障制度の一つとして、21世紀の超高齢社会における介護問題の解決を図るため、国民の共同連帯の理念に基づき、要介護者等を社会全体で支援する仕組みとして創設されたもので、この制度は平成12年4月にスタートいたしました。

介護保険事業に係る各種施策については、平成11年度に策定しました介護保険事業計画（平成12年度から平成16年度まで）に沿って、実施しています。今後とも市民ニーズとの調整を図りながら着実に実行していきます。

■介護保険制度の啓蒙・周知

平成11年度より自治会、婦人会等各種団体に対する説明会、パンフレットの全戸配布、広報紙の活用等で啓蒙・周知活動に努めてきました。介護保険は、相互扶助の考え方に立ち、公費と保険料により運営される仕組みですので、今後とも市民の制度に

対する理解を図る必要があります。

■介護保険事業計画の着実な実行

介護保険事業計画は、平成11年度に市民の意見を聞きながら、平成12年度から平成16年度までの計画とし、高齢者全体の施策を盛り込んだ老人保健福祉計画と一体的に策定しました。今後は、この計画に基づいて、介護保険及び老人保健福祉事業を推進していく必要があります。

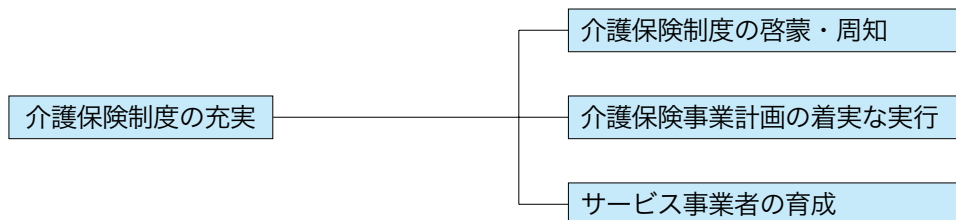
■サービス事業者の育成

介護保険導入に伴い、多くの事業者がサービスを提供しています。しかしながら、利用者の要望は多種多様であり、かつサービスの質の向上が求められることから、より多くの事業者が展開する必要があります。

基本方針

1. 高齢者にも分かりやすい方法で啓蒙に努めていきます。
2. 介護保険事業を円滑に実施するため、市民意見の反映はもとより、医師会や社会福祉法人をはじめとする団体や保健、医療、福祉の専門家との連携のもと計画に沿って、着実に実施していきます。
3. 質、量ともに市民の要望に対応した各種サービス提供事業者が、創意工夫を持って事業展開しやすい方策を講じていきます。

◆施策体系



事業計画

■介護保険制度の啓蒙・周知

広報紙やパンフレットを活用し、介護保険の概要と制度全般の周知に努めます。

■介護保険事業計画の着実な実行

現計画の実績や進捗状況を精査するとともに、市民や関係団体、専門家等より、意見を聞きながら3年ごとに見直します。

■サービス事業者の育成

利用者の要望に合ったサービスを提供するには、基盤整備を推進していく必要があります。そのため施設整備に対する支援やホームヘルパー養成事業等を行います。

主要事業

- ・介護保険制度の啓蒙、啓発活動の充実

●要介護者数、介護保険事業費の推計

各年10月1日現在（単位：人）

区分	年	12	13	14	15	16
居宅	要支援	317	335	353	370	386
	要介護1	508	535	561	586	610
	要介護2	231	243	255	266	277
	要介護3	182	179	179	167	160
	要介護4	141	135	133	117	108
	要介護5	110	107	106	95	88
	小計	1,489	1,534	1,587	1,601	1,629
	65歳以上人口に占める割合	9.68%	9.60%	9.58%	9.35%	9.25%
施設	特養入所者	160	185	200	215	240
	経過処置対象者	6	5	3	2	0
	特養計	166	190	203	217	240
	老健入所者	110	125	140	185	200
	療養型病床群入所者	108	118	128	142	156
	小計	384	433	471	544	596
	65歳以上人口に占める割合	2.50%	2.71%	2.84%	3.18%	3.38%
	合計	1,873	1,967	2,058	2,145	2,225
65歳以上人口に占める割合	12.18%	12.31%	12.42%	12.53%	12.63%	
介護保険事業費の推計（円）	2,641,347,852	3,304,264,248	3,721,317,624	4,228,753,848	4,680,607,860	

●福祉施設状況図

